

提議理由

轉國の復元母建の此の行友邦の積極的  
 援助の以るに國民の旺盛な勤勞喜樂の  
 喚起に中堅の此の是為の之勤勞喜樂の地  
 位向上の生能保障の焦眉の急務は之贊  
 意なきを得ぬ。此の予の予此の立憲法の保障に  
 對しは勤勞喜樂の權利の立法不備を以て  
 伸張の必要あり是を是に是の已見は甚だ  
 遺憾の至りなり。先づ予知總憲法案  
 の國會議の提出の予知憲法の編成の以て  
 此の望は甚だ望家は甚だ望家は甚だ望  
 家勤勞條件の予知何等の基礎の固き

第知紀念の初知無生を以ては第知進知工  
同体九題は目標を以ては不純な方向は  
第知進知九題は第知進知の基礎の可  
法を制定するに以ては第知進知を正當的  
~~進知~~進知の生るに已第知進知の各々  
同知の可なりは第知進知の各々  
是の如くは此の如くは國民經濟全体の向上の  
寄與を以ては第知進知の各々  
此の如くは

勤勞基準法案

第一條 總則

第二條 勤勞契約

第三條 賃金

第四條 勤勞時日及休息

第五條 女子及少年

第六條 安全及保健

第七條 技術習得

第八條 災害補償

第九條 就業規則

第十條 罰則

第十一條 勤勞監督官

第十一卷

別表

別表一

別表二

勤勞是得法 等

第一條 總則

第一條 本法是均衡是國民經濟發展之期  
以下等之勤勞者之努力是最高度之發揮其已  
勤勞者之生進向上是保障其是目的是也

第二條 本法是勤勞者之生進向上是最少限度是保

障其是也 <sup>過</sup> 勤勞者之保障其是也 本法是

障其是也 勤勞條件是以下是也 其他勤勞者

之不利是措置是取是也

第三條 勤勞者之本法是障其是也 之利益是主張

之是也 國民經濟之秩序是危殆其是也

之也



此在身体之自由也 不在此也 拘束之手段之勤

吊者之自由也 恐其反也 勤勞者 雖受其苦

也

第九條 使用者之事故 發生其他 如何 理由也

勤勞者之則 暴行 改打行 焉 如何 矣 也

第十條 平不之則 諸種之 故 如何 之 也 他人之

能業之 亦 如何 也 中 個人之 利益也 取得 如何 矣

也

第十一條 使用者之 勤勞者 亦 勤勞者 亦 同 違 等 叔

其他 公民 如何 行 使 也 公務 執行 之 也 受 也 對 了

是 精神 亦 如何 也 延 不 如何 矣 也 但 如何 矣

行 使 也 公務 執行 之 也 受 也 之 限 精 亦 也

時刻を規定し、これを定むる事

第1條 本法は、<sup>労働者</sup>労働者、<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

但、同法に<sup>労働者</sup>労働者の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

場は、<sup>労働者</sup>労働者の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

業は、<sup>労働者</sup>労働者の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

第2條 本法は、本法の基に<sup>労働者</sup>労働者の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

特別に、<sup>労働者</sup>労働者の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

ある適用法と

第3條 使用者は、<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

行政官庁、<sup>労働者</sup>労働者の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

労働者は、<sup>労働者</sup>労働者の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

労働者の報告は、<sup>労働者</sup>労働者の適用法を<sup>労働者</sup>労働者の労働場の適用法と

第十一條

使用名之

本法

以

本法

之基礎以之起見也

人命在之要旨也

猶予也之御遺祖の勤勞者の肉體ハ其水也

使用名之新地法在洋 新地法の千代規程也

和食規則是新地法の猶予也之御遺祖の勤勞者

第十一條

本法

の

勤勞者

の

以下新地法の千代規程也

之同の之採用也者也

第十一條

本法

の

新地法

の

之基礎以之起見也

新地法の千代規程也

第十八條 本法の勤勞契約は、  
種別若しくは肉体系  
別を以てする

第十九條 本法の勤勞契約の  
期間の勤勞者提供は、  
使用者の好む  
儘を以てし、  
同法に  
依りて  
締結し、  
契約は  
當然に  
消滅する

第二十條 本法の勤勞契約は、  
使用者の好む  
儘を以てし、  
同法に  
依りて  
締結し、  
契約は  
當然に  
消滅する

第二十一條 本法の勤勞契約は、  
使用者の好む  
儘を以てし、  
同法に  
依りて  
締結し、  
契約は  
當然に  
消滅する

教を傳へる爲めを以て、此の爲めを以て命を以て  
定むるは、此の爲めを以て命を以て定むるは

第一條 勤勞契約

第一條 本法の定むる基準の趣意に於ては、勤勞契約  
は、労働者の無給を以て、労働者の定むるは

勤勞契約の趣意に於ては、労働者の定むるは、  
勤勞契約の趣意に於ては、労働者の定むるは

第一條 勤勞契約の趣意に於ては、労働者の定むるは、  
勤勞契約の趣意に於ては、労働者の定むるは

勤勞契約の趣意に於ては、労働者の定むるは、  
勤勞契約の趣意に於ては、労働者の定むるは

第一條 勤勞契約の趣意に於ては、労働者の定むるは、  
勤勞契約の趣意に於ては、労働者の定むるは

以下

前項の規定は、作中の明子に勤労條件の存在  
を相違なく見せ、換題の勤労者は即時勤労契約  
を解除せしむる

第五條 前條第三項の規定は、作中の勤労契約の  
解除の見せ、換題の勤労者は就業を目的とし  
居るを變更し、勤労者としての解雇権を主張し  
得る以下

第六條 使用主は、勤労契約を履行の対価として  
金銭を授け、換題の勤労者は、是れを契約の対価  
として、果たずして、

第七條 使用主は、前條その他勤労者に對する條件として

491  
550

此等前貸借取已償還金を相殺りたるは

并予八條 使用名義の勤勞契約の附随の契約締結

此等契約締結の管理を規定する契約を締結

此の是也

使用名義の勤勞契約の締結は勤勞契約の締結を

管理此の<sup>目</sup>同業者<sup>目</sup>締結の<sup>目</sup>保護の<sup>目</sup>是也

定此の行政官庁の認可する此の<sup>目</sup>也

并予九條 使用名義の勤勞契約の正當な理由の

解除の<sup>目</sup>締結<sup>目</sup>締結<sup>目</sup>其他懲罰<sup>目</sup>是也

此の是也

使用名義の勤勞契約の業務上の傷<sup>疾</sup>は<sup>疾</sup>経病<sup>疾</sup>療養

是等此の<sup>目</sup>締結<sup>目</sup>其後<sup>目</sup>此の<sup>目</sup>是也

女子の存続の規則は定率休養期間に基いて若干の  
間を解雇せらる。然れども但し使用年九年以上の新規  
定は全額補償を要するに非ざる。是れは天災  
事故その他に得た休業中は因りて事業継続の  
不可能なるに例するに非ざる。

前記但書後段の境遇は之等事由に非るの行  
政管下の結果に於ての非るに非ざる。

労働者使用年九年以上者並に解雇後之を以て境遇  
は之等事由以上の平均賃金は労働者間の支給  
金の非るに非ざる。

二年以上継続労働者並に労働者間の平均賃金は継続  
労働者数下年の平均賃金の五分に継続労働者年

勤者数下年の平均賃金の五分に継続労働者年

數十年以上の間の十年を以て一季の計りの年十  
式は前記の數に加算の如くは

前記の規定は天災事象其他不符已の事由

を事業継続に不可解の行政官の認定を

此の邊題は勤勞者の帰還事由に因り解雇

の如くは例は是也

并至修 前記の規定は左の各号の可解意の勤勞

者の如くは適用の如くは

一 一継続勤勞者に三個月を継続勤勞の如

くは

二 二個月以内の勤勞は是の如く使用の如

三 三個月以内の勤勞は是の如く是也

田家子民以等耕力之他所以內の地皆是定也  
の使用也也

五、修習の使用申の勤勞者

并至三條 使用者之勤勞者以外之他は是處職の境邊の  
二條制而ハ諸算は要死望也之七以內の修習  
知修習其他一切の事品是是處職の申也也

并至三條 使用者之勤勞者ハ是處職後之使用勤勞  
業習種類也也他は是處其他仕習也事理ハ可也  
證明者是諸本望也之身或ハ至能入也也也  
交付也也也也

前項の證明書ハ之勤勞者ハ要求也事理也也  
能入也也也也



第千七條 行政官たるは、事務の他、同一職に事務を兼任する

職務の従事外に勤労者として専らに最低賃金を得

定むるが如し

第千八條 行政官たるの最低賃金を定むるは、労働者として

の如き労働者として同額を定むるが如し

第千九條 最低賃金の定むるは、労働者として使用せらるる

金額の算定に別業に最低賃金を勤労者として使用する

が如し、但左の如き例外を定む

一 職務外に勞務の提供を勤勞能力の低下の

原因を有する行政官たるが如き場合

二 勤勞者の事情を考慮し、労働者として定むるが如し

是の如し



このことは非常な境遇の費用の免察の可なり  
諸君の境遇の支給の所の元を既往の勤勞  
の好む程度を支給の可なり

第四條 使用者の労働者には因りて休業の境  
遇の使用者の休業期間中意欲の勤勞者の  
好む平均程度の命令は六十以上の労働者は支  
給の可なり

第五條 使用者は却て諸君其他の労働者は別條  
に使用の勤勞者の好むの勤勞者の好むの  
一定の程度を保障の可なり

第六條 使用者は生産能力の減少の労働者の扶養家  
族の好むの家族手當を支給の可なり

前項の家継年當支給の平均の半額に算入  
命を遺言に定むる

第44條 使用料を各事業場別に代金台帳を作成

れ已代金の家継年當計算の基礎に算入可

代金総額 事業場別 其他命を遺言に定むる可

項を代金支給の平均に算入可

使用料を代金台帳を因年分保存可

第45條 本法規定の代金債権を二年間行使可

代金債権行使の平均の代金の平均

第46條 勤労時分の休息

第47條 勤労時分の休憩時分を除く一日の労働

一週間の労働時間は基準を定むる

舊の條の同一趣の若干時を限後勤勞の若干  
也

特別の事情の爲に境過の行政官の許可を  
爲す前項の若干を延長するが但事情の急迫  
の許可を爲す時限の境過の事情  
の許可を爲す時限の境過の事情

行政官の前項の規定の條に勤勞の若干を延長の  
不適當の爲に規定の境過の事情  
の延長の若干を  
相當の事情の爲に規定の境過の事情  
の延長の若干を

新の條 地下作業基地の命を爲すに必要の  
作業の爲に同一趣の若干時を限後勤勞の若干  
但行政官の許可を爲す時限の境過の事情  
の延長の若干を

一週の十二時以内の限後を延長するは

労働人係 使用者は勤労時を四時以上五時以上を超過

のときは十分以上八時以上を超過のときは一時間以上

のときは十分以上勤労時を途中の平均一時間以上

労働時を勤労者より自由利用を許すは

労働人係 使用者は勤労者の平均一週平均一回以上

のときは十分以内

定休日 法定休日は他日金曜日の勤労日を補定は

労働人係 使用者は労働人係 労働人係の規定の休日

勤労時を延長の日は通常賃金の三割

以上を 休日は午後十時前以上午後八時前以内の

勤労の規程の通常賃金の三割以上を 二割以上

知方の好む日 加算の日 支給の日 休む日

并奉修 使用名之 箇月の好む日 一日の支給休暇の日

右給物暇 奉修の日也

前項の如きの日 右給物暇 之 勤勞者の日 自由者等

種置 奉修の日 之 令制の日 使用奉修の日

并奉修 使用名之 一日皆勤 之 勤勞者の日 休む日

九割以上 出勤 之 好む日 三日の支給休暇 奉修

の日也

一日 右給物暇 之 勤勞 九割以上の日は 境遇 之 使

用名 之 二日 之 超過 之 日 勤 之 好む日 之 并奉修 之 規

定 之 休 之 給 奉修 之 支給 之日 右給物暇 奉修 之日 之 奉修

之日



一 土地之耕作 開墾 植樹之栽植 栽植 採取等事  
其他之農林可也

二 動物之飼育 水產物植物之採集 養畜 植林等事

其他之畜養 養天 水產等事

三 財政之漸進 財政之進 勤勞之進 可也 勤勞之進 可也

其他之行政 行政之進 可也 勤勞之進 可也

四 勤勞之進 勤勞之進 可也 勤勞之進 可也

勤勞之進 勤勞之進 可也

五 勤勞之進 勤勞之進 可也 勤勞之進 可也

六 勤勞之進 勤勞之進 可也 勤勞之進 可也

七 勤勞之進 勤勞之進 可也 勤勞之進 可也

八 勤勞之進 勤勞之進 可也 勤勞之進 可也

釋教習の支障の爲に限 職權を指定の爲に  
榮行を許す也

男子七條 女子七條 十歳未満者之 道徳上之保護上  
有害危險に 男子の使用に及ばず 但禁止職權  
之命令と是の定也

男子八條 使用者之 十歳未満者之 許すに之  
能き證明の之 在籍證明書日 親權者に之 後見人の  
同意書 養育者 養育の 備置の之 許す也

男子九條 親權者に之 後見人之 未成年者之 勤勞型  
納金 保護の之 許す也

親權者 後見人 之 行政官之 勤勞型納金 未成年  
者之 不利の之 親權者之 後見人之 向後之 許す也

除令于外

男于婚 年成者若与独向的差 他差是 籍本令于外

親種者 是後見人之 年成者若与 他差是 代理

飽受 令于品外

男于婚 滿十三歲以上 滿十九歲 年滿者若与 勤勞時若与

一日的時若与 一週的時若与時若与 滿十五歲 非滿以上 滿

十八歲 年滿者若与 勤勞時若与 一日的時若与 一週的時若与

十二時若与 超過九時 是也 但行政處个の 新有是

是之 境通の 是 一日的二時若与 內的 限是 是 延長令于

令于

男于婚 女子は 滿十八歲 年滿者 是 下午十時 以上

于 是 時 的 的 的 的 使用 的 的 是 的 的 的 的 的 勤 勞 力

此後身片及び是れは但件政官片の類有素時生  
~~場~~場通片其 酒十々歳以上の男子の限以上の行政官片の  
類可是 此の境通例の是也

第々五條 使用名之滿十八歳以上の女子の時此の是 団体  
協約の是は境通例の是 一の二時片 一の三の時片 一の  
此の時片等は 超過の是 時片外の勤務片及び  
是也

第々四條 使用名之女子は滿十八歳未滿 若し 境内  
此の勤務片及び是也

第々三條 使用名之生理の執事の時類此女子は是  
生理の有素は若し務の時可此の是 女子の生理時  
此は精求の時 國境通の是 母の是 若し 生理



重機の用ひは、但勤勞者の呼聲、可也。因に  
解雇を以て使用若し之等由の好む行政官等  
定まるは是極適の之例外に也。

身元等 安全の保衛

若し九條 席の平人以上の満十八歳未満者  
若し之の好む教育施設は、此の如し。

前地の教育施設の子供等、此等施設に  
是也。

身元等 安全の保衛

若し九條 使用若し之作業上危険に保衛上  
親の好む之危険防止に勤勞者の健康に  
命の保衛の必要は、此等施設に也。



受。此等能思の力是也。

前記の機械は思の力を起すに在りて是也。

第七五條 前記の機械は思の力に依りて起すに在りて是也。

此の力は思の力に依りて起すに在りて是也。

行の力は思の力に依りて起すに在りて是也。

第七六條 前記の力は思の力に依りて起すに在りて是也。

目的は思の力に在りて是也。

前記の力は思の力に依りて起すに在りて是也。

第七七條 使用の力は思の力に依りて起すに在りて是也。

此の力は思の力に依りて起すに在りて是也。

前記の力は思の力に依りて起すに在りて是也。

第八八條 使用の力は思の力に依りて起すに在りて是也。

労働者のための高給奉給の不可は、労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

労働者の健康を維持し、教育を進行せしめ、生活を向上せしむるに必要なり。

是證明其在善面是使用者可以提出此的作也

也

使用者之前二項之健康給斷之結果其作之勤勞

者之健康保持之必要此指遺棄此的作也

第一項之事業之種類此規程之是期之健康給

斷之回數數之知在是此定也

并上條 一是此可子之使用者之安全管理其保健

管理若其選任此的作也

前項之可子之種類此規程之安全管理其保健

管理若其選任此的作也

也

行政官之必要此的作之安全

若何保健管理否の増減は之を解はる命は命なり

并んば使用否の常時十人上其の勤勞否も使用否

可子端は級是。勝勝。多量。是境通の之先障防止

の予は甚深の作務の是は以て計劃者も工務局等

十日前以下行政官の提出は以下なり

行政官の勤勞否の安全は保健上必要なり已能是

の之境通の之工務局等も中止は之計劃の變更は新

監行出

并んば修。勤勞否も。能業の之工務局の建築物。案初在

基礎<sup>附屬</sup>建築物。設備。材料の之材料の安全は保健の平

の之是<sup>附屬</sup>の基礎の及の之境通の之行政官の之使用否

の修の之工務局等も一都の使用の停止。我地<sup>變更</sup>地中

此等功是命定乎此也

前此以境遇同定行政官之是使用者以命此可也  
射此以命此可也其勤勞者以命命定乎此也

第七等 技能習得

第八十四條 使用者之養成其因習其地名稱如何是之問也

技能之習得之目的是之勤勞者也 能使此以家

身其他技能習得之可保此之養成其地可保其

是也

第八十五條 長期習得之要之特定技能習得者勤

勞之過程之養成其地是之是境遇之是工

教習方法使用者之養成其地是之勤勞時間也

是也其可保此之是之是也

第十八條 使用者は前條の規定の條に人印を捺すこと  
勤勞者等は使用上必要な機器の整備に支給する法を定む  
行政官の部可及此の如し

第十九條 使用上必要な機器の整備に支給する法を定む  
行政官の部可及此の如し  
第二十條 使用上必要な機器の整備に支給する法を定む  
行政官の部可及此の如し

第二十一條 使用上必要な機器の整備に支給する法を定む  
行政官の部可及此の如し  
第二十二條 使用上必要な機器の整備に支給する法を定む  
行政官の部可及此の如し

郵務法使用の

使用若くは之を格と喪失の如きは之は部有の條件

の及ぶに違ふは行政官たる第八十九條の部有

を以て認めざるなり

第九十條 第九十條の規定の他は命在の部知事

是等の規則の如きは之を定む

第九十條 第六十條

第九十條 郵務若くは業務上の準備に之は郵便の整理

境邊の之は使用若くは之を整理するに於て郵便局を行政

の如きは之は郵便局を整理するに於て郵便局の如きは

前項の規定に業務上の郵便の整理若くは範圍を

之部有の之を定む

第九十條 前項の規定の他は之を整理するに於て郵便



計量維持の先きの好みの平均値を以て日平均の  
選給 補償を行はぬべし

第九十條 勤勞者の業務上又は此の境遇の之使用若  
し平均値を以て九十日の勤勞費を以て支給せらるべし

第九十條

第九十條 第九十條の規定の他の日 補償を以て勤勞

者九條を以て開始後之給付は之に準じて之

給付の完結に於ては之の境遇の之使用若し平均値

を以て九十日の平均の一日の補償を行はぬべし

第九十條

第九十條 使用若し支拂能力は之を證明せし補償

は之を以て九十日の平均の一日の補償を行はぬべし

之第九十四條の規定の條に、知權の行使の平均的適宜の  
別表第二の是れに數重の條の生るる是れを以て平均的適宜  
毎年の知權の行使の是れ

第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを  
第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを  
第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを

第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを  
第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを  
第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを

第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを  
第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを  
第九十條 知權は是れを權利の是れを總論に是れを

件の件数は請求の件数

行政官の件数はその件数の一部に属する

は事件の件数を請求の件数とする

行政官の件数は請求の件数の一部に属する

請求の件数は請求の件数の一部に属する

請求の件数

第一項の規定の件数は請求の件数の一部に属する

行政官の件数は請求の件数の一部に属する

請求の件数は請求の件数の一部に属する

第一項の規定の件数は請求の件数の一部に属する

請求の件数は請求の件数の一部に属する

請求の件数



為先 備後 實則 是 結 本 質 乎 也 也 但 工 下 結 吾 人

の 破 産 の 免 免 事 是 此 以 此 是 行 方 の 免 免 事 以 此 是

免 免 事 の 免 免 事 例 外 也 也 也

第百三條 使用物之 本<sup>法</sup> 物 之 權 限 是 行 之 也 是

免 免 事 の 免 免 事 一 免 免 事 中 の 免 免 事 之 細 則 の 限 後 以 此 以

免 免 事 の 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事

第百四條 使用物之 免 免 事 權 限 の 中 免 免 事 免 免 事 免 免 事

三 年 免 免 事 免 免 事 免 免 事

第百五條 本法規定の 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事

免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事

免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事

第百六條 常時 工 下 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事 免 免 事

の事理の可成孰業規則を作成し行政官の  
申告の可成孰業規則を制定し其の可成孰業  
規則

一、孰業規則の制定、修訂、廃止、施行、  
執行の可成孰業規則

二、孰業規則の制定、修訂、廃止、施行、  
執行の可成孰業規則

三、孰業規則の制定、修訂、廃止、施行、  
執行の可成孰業規則

四、孰業規則の制定、修訂、廃止、施行、  
執行の可成孰業規則

五、孰業規則の制定、修訂、廃止、施行、  
執行の可成孰業規則

六、孰業規則の制定、修訂、廃止、施行、  
執行の可成孰業規則

七、孰業規則の制定、修訂、廃止、施行、  
執行の可成孰業規則

人、安全に保健の可なり

九、養育上の養育者の健康の可なり

十、養育者の健康の可なり

十一、其他の養育者の健康の可なり

邦の七條、使用者の親子規則、是作所、是作所、是作所

親子の養育、親子の健康、親子の健康、親子の健康

親子の健康、親子の健康、親子の健康、親子の健康

親子の健康、親子の健康、親子の健康、親子の健康

親子の健康、親子の健康、親子の健康、親子の健康

親子の健康、親子の健康、親子の健康、親子の健康

親子の健康、親子の健康、親子の健康、親子の健康

親子の健康、親子の健康、親子の健康、親子の健康

新の條 就素規則の訂定 勤勞規則の訂定 職制の制定

定 環境の改良 工場制の 同一制の 平均賃金

の 百分の半額を超過し 終業の 借入金 支給期

の 借入金 総額の 十分の一を超過し 支払

第九條 就素規則の 法令に 準じ 労働者 福利の 適用

の 団体協約の 及ぶ 事項

行政官の 法令に 団体協約の 範囲 内を 職業

規則の 変更 命令 事項

第十條 就素規則の 定むる 基準の 手達 勤

勞條件 定むる 勤勞規則の 工場の 部分 内を 無

効を 起す 環境の 改良 無効を 起す 部分 内を 無

効を 起す 環境の 改良 無効を 起す 部分 内を 無

第十年 宗和卷

第十年 使用者之 事業の 附屬 宗和卷の 宗和卷之

勤勞者之 物生産の 自由を 侵犯せしめたり

使用者之 宗和卷生産の 自由の 侵害は 任意に 遂行

の 手段に 依りて

第十年 事業の 附屬 宗和卷の 勤勞者 宗和卷の

之 使用者之 自由の 侵害の 宗和卷規則 之作成

規則の 行政管掌の 中 先此の 中 此の 之を 變更

せ 境 越 せ たり

一 越 境 越 境 出 入 外 國 の 手 続 可 限

二 行 司 の 手 続 可 限

三 管 司 の 手 続 可 限

四. 命令及傳達の手段可也

五. 建設物に於ては、整理の手段可也

六. 其他、常識的な事項の適用

可也

使用者の利益の規則の作成は、<sup>變更</sup> 必要の手段である

知能の素知は、勤労者の過半数を代表する者

の同意を得る可也

使用者は、第一の規定の條に、常識的な規則の作成を

望むに、前記の同意を得る可也

可也

第二の條、使用者は、常識的な事項の適用を

必要規則を遵守する可也



上向此後用此勤弟名以符此則尋問坐午也

勤弟即勤弟也勤弟名也此在勤弟也勤弟名也

此在勤弟也勤弟名也此在勤弟也勤弟名也

心可也此在勤弟名也此在勤弟名也

勤弟名也此在勤弟名也此在勤弟名也

勤弟名也此在勤弟名也此在勤弟名也

勤弟名也此在勤弟名也此在勤弟名也

勤弟名也此在勤弟名也此在勤弟名也

行也

勤弟名也此在勤弟名也此在勤弟名也

勤弟名也此在勤弟名也此在勤弟名也

此等規程之於第八十三條之規定之依此行政官  
之之權限之適時行使之於此

第九十九條 勤勞監督官之職務上知得此秘密  
之秘密者此即此也 勤勞監督官之退官也  
第九十九條 此即此也

第九十九條 第九十九條 本法之基本此  
第九十九條 第九十九條 第九十九條 第九十九條  
第九十九條 第九十九條 第九十九條 第九十九條  
第九十九條 第九十九條 第九十九條 第九十九條

使用者之前項之通告之理由之勤勞監督官  
此即此也 第九十九條 第九十九條 第九十九條

第九十九條 第九十九條

第九條 第八條に第九條の規定の違反は否に

五年以下の懲役は二百五十圓以上の罰金に

處せらる

第十條 第十條 第十一條 第十二條 第十三條 第十四條 第十五條 第十六條 第十七條 第十八條 第十九條 第二十條

規定の違反は否に一年以下の懲役は五十

圓以上の罰金に處せらる

第十一條 左の各号の一の款は否に 七箇月以下の

懲役は二十圓以上の罰金の處せらる

第十二條 第十三條 第十四條 第十五條 第十六條 第十七條 第十八條 第十九條

第二十條 第二十一條 第二十二條 第二十三條 第二十四條 第二十五條

第二十六條 第二十七條 第二十八條 第二十九條 第三十條

第三十一條 第三十二條 第三十三條 第三十四條 第三十五條







出願の権利は

知的所有権 本法の違反行為は若し故意

業の勤勞者たるに於て行政の処分 特許法

違反の行為は代理人使用人其他の従業者

規程の定むるに於て罰金刑

科せらる。但し罰金九法人に於ては罰金

及び表名 事業主に於ては罰金

同一の勢力を有する事業主に於ては罰金

若し規程の定めたるに於て代理人は事業主

を以て以下本條の規定に於ては違反防止の

措置を指すは規程の規定に於ては

此

齊孝生九 遠及の計劃 是の事也 工所止の事也

此れは遠及の行為の境也 遠及の行為の事也

之は正の仲聖の指し示す行為の事也 遠及の行為の事也

之は遠及の教養の境也 遠及の行為の事也

之は計劃の事也

附則

第一の條 本法は 公印の日より施行す

第二の條 南朝新 追復改行法を第一の條に依り

高第初時法 南朝新 追復改行法を第一の條に依り

本法は 高第初時法を第一の條に依り

第三の條 皇後法の概の事 徵兵令の勳章等

の事は 皇後法の概の事 徵兵令の勳章等

凡例

第一條

本法

施行

日期

由

是

大總統

令

施行日期

29 516

別表一		級	補
等級	身體殘疾等級	此表係根據	衛生部(第111條)
第一級	完全喪失勞動能力	一三四〇日	
第二級	大部分喪失勞動能力	一一九〇日	
第三級	部分喪失勞動能力	一〇五〇日	
第四級	輕度喪失勞動能力	九二〇日	
第五級	極輕度喪失勞動能力	七九〇日	
第六級	極輕度喪失勞動能力	六七〇日	
第七級	極輕度喪失勞動能力	五五〇日	
第八級	極輕度喪失勞動能力	四五〇日	
第九級	極輕度喪失勞動能力	三五〇日	



割製		補	
種類	等級	割製	補
陸軍	第一級	陸軍	第一級
	第二級		第二級
	第三級		第三級
	第四級		第四級
	第五級		第五級
	第六級		第六級
	第七級		第七級
	第八級		第八級

